

平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの
(平成22年度第4四半期分)

(府省名:金融庁)

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
「アドレスナビ+」のデータ更新	東京都千代田区霞が関3-2-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 三井 秀範	平成23年3月22日	㈱ゼンリン 東京都千代田区西神田1-1-1	会計法第29条の3第4項 当該サービスを運用提供している業者であり、競争を許さないため。	1,365,000円	1,365,000円	-	-	当該サービスを運用提供している唯一の業者であるため	二(ハ)	
NHK放送受信料	東京都千代田区霞が関3-2-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 三井 秀範	平成22年4月1日	日本放送協会 東京都渋谷区神南2-2-1	会計法第29条の3第4項 放送法第32条第1項に基づき契約を行うものであり、競争を許さないため。	1,704,815円	1,704,815円	-	-	放送法第32条第1項に基づき契約を行うものであり、競争を許さないため。	二(ハ)	平成22年度支払実績額
後納郵便料	東京都千代田区霞が関3-2-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 三井 秀範	平成22年4月1日	郵便事業㈱銀座支店ほか1支店 東京都中央区銀座8-20-26ほか	会計法第29条の3第4項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、郵便事業株式会社しかなく競争を許さないため。	@80円ほか	@80円ほか	-	-	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、郵便事業株式会社しかなく競争を許さないため。	二(ハ)	単価契約 平成22年度支払実績額 17,185,720円
霞が関WAN利用料金	東京都千代田区霞が関3-2-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 三井 秀範	-	(社)行政情報システム研究所 東京都千代田区日比谷公園1-3	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の2電気通信役務契約に基づく長期継続契約であり、かつ、行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による相手方の選定を許さないため	-	-	-	-	予算決算及び会計令第102条の2電気通信役務契約に基づく長期継続契約であり、かつ、行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による相手方の選定を許さないため	二(ロ)	長期継続契約 単価契約 平成22年度支払実績額 36,061,200円
通信料	東京都千代田区霞が関3-2-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 三井 秀範	-	東日本電信電話㈱ 東京都新宿区西新宿3-19-2	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の2電気通信役務契約に基づく長期継続契約であり、かつ、行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による相手方の選定を許さないため。	-	-	-	-	予算決算及び会計令第102条の2電気通信役務契約に基づく長期継続契約であり、かつ、行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による相手方の選定を許さないため。	二(ロ)	長期継続契約 単価契約 平成22年度支払実績額 14,811,300円

平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの
(平成22年度第4四半期分)

(府省名:金融庁)

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
通信料	東京都千代田区霞が関3-2-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 三井 秀範	-	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の2電気通信 役務契約に基づく長期 継続契約であり、かつ、 行政需要に適合した供給 を行える事業者が特定 されており、契約価格 の競争による相手方の 選定を許さないため。	-	-	-	-	予算決算及び会計令第102条の 2電気通信役務契約に基づく長期 継続契約であり、かつ、行政 需要に適合した供給を行える事 業者が特定されており、契約価 格の競争による相手方の選定を 許さないため。	二(口)	長期継続契約 単価契約 平成22 年度支 払実績 額 8,269,139 円
通信料	東京都千代田区霞が関3-2-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 三井 秀範	-	ソフトバンクテレコム(株) 東京都港区東新橋1-9-1	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の2電気通信 役務契約に基づく長期 継続契約であり、かつ、 行政需要に適合した供給 を行える事業者が特定 されており、契約価格 の競争による相手方の 選定を許さないため。	-	-	-	-	予算決算及び会計令第102条の 2電気通信役務契約に基づく長期 継続契約であり、かつ、行政 需要に適合した供給を行える事 業者が特定されており、契約価 格の競争による相手方の選定を 許さないため。	二(口)	長期継続契約 単価契約 平成22 年度支 払実績 額 2,395,521 円
通信料	東京都千代田区霞が関3-2-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 三井 秀範	-	KDDI(株) 東京都千代田区飯田橋3-10-10	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の2電気通信 役務契約に基づく長期 継続契約であり、かつ、 行政需要に適合した供給 を行える事業者が特定 されており、契約価格 の競争による相手方の 選定を許さないため。	-	-	-	-	予算決算及び会計令第102条の 2電気通信役務契約に基づく長期 継続契約であり、かつ、行政 需要に適合した供給を行える事 業者が特定されており、契約価 格の競争による相手方の選定を 許さないため。	二(口)	長期継続契約 単価契約 平成22 年度支 払実績 額 1,541,566 円
通信料	東京都千代田区霞が関3-2-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 三井 秀範	-	ソフトバンクモバイル(株) 東京都港区東新橋1-9-1	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の2電気通信 役務契約に基づく長期 継続契約であり、かつ、 行政需要に適合した供給 を行える事業者が特定 されており、契約価格 の競争による相手方の 選定を許さないため。	-	-	-	-	予算決算及び会計令第102条の 2電気通信役務契約に基づく長期 継続契約であり、かつ、行政 需要に適合した供給を行える事 業者が特定されており、契約価 格の競争による相手方の選定を 許さないため。	二(口)	長期継続契約 単価契約 平成22 年度支 払実績 額 818,263 円

平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの
(平成22年度第4四半期分)

(府省名:金融庁)

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
通信料	東京都千代田区霞が関3-2-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 三井 秀範	-	ソフトバンクテレコム(株) 東京都港区東新橋1-9-1	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の2電気通信 役務契約に基づく長期 継続契約である。平成 19年度に実施した一般 競争入札により落札し た者と平成22年度も引 き続き契約を締結して いるものである。	-	-	-	-	予算決算及び会計令第102条の 2電気通信役務契約に基づく長 期継続契約である。平成19年度 に実施した一般競争入札により 落札した者と平成21年度も引き 続き契約を締結しているもので ある。	二(ロ)	長期継 続契約 単価契 約 平成22 年度支 払実績 額 8,433,558 円
通信料(モバイルカード)	東京都千代田区霞が関3-2-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 三井 秀範	-	ソフトバンクテレコム(株) 東京都港区東新橋1-9-1	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の2電気通信 役務契約に基づく長期 継続契約である。平成 19年度に実施した一般 競争入札により落札し た者と平成22年度も引 き続き契約を締結して いるものである。	-	-	-	-	予算決算及び会計令第102条の 2電気通信役務契約に基づく長 期継続契約である。平成19年度 に実施した一般競争入札により 落札した者と平成21年度も引き 続き契約を締結しているもので ある。	二(ロ)	長期継 続契約 単価契 約 平成22 年度支 払実績 額 13,446,23 6円

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」(公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議)の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成22年度に締結した契約のうち、平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、随意契約によらざるを得ない事由を記載することとし、「随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分」欄は、「公共調達の適正化について」記1. (2)①の区分(例:イ(ロ))又は③のイからハに掲げる区分を記載すること。